

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二第三号及び第五号から第七号までの規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千九百五号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件

前文中「外壁の構造、主要構造部である柱及びはりの構造、床（最下階の床を除く。以下同じ。）の構造、床の直下の天井の構造、屋根の構造、屋根の直下の天井の構造並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造に関する基準」を「外壁、主要構造部である柱及びはり、床（最下階の床を除く。以下同じ。）、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに建設大臣が指定する建築物の部分の構造方法」に改める。

第一の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第一本文を次のように改める。

準耐火構造又は次に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第二の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第二本文を次のように改める。

準耐火構造又は次に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれらと同等以上の防火性能を有すると認める柱又ははりの構造方法については、この限りでない。

第二第二号イ①中「並びに屋内面が防火構造である部分」を削り、同号口中「又は準耐火構造若しくは防火構造の床」を「、準耐火構造の床又は建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第百九条の三第二号八若しくは令第百十五条の二第一項第四号に規定する構造の床」に改める。

第三の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第三本文を次のように改める。

令第百九条の三第二号八に規定する構造又は次に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第四の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第四本文を次のように改める。

令第百九条の三第二号八に規定する構造又は次の各号に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれ

と同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第五の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第五本文を次のように改める。

令第百九条の三第一号に規定する構造又は次の各号に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第六の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第六本文を次のように改める。

次の各号に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第七の見出し中「構造」を「構造方法」に改め、第七中「構造であること」を「構造とすること」に改め、第七第一号を次のように改める。

一 床を令第百九条の三第二号八に規定する構造又は第三各号に定める構造とすること。ただし、建設大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

第七第二号中「が第二第号イ①」を「を準耐火構造又は第二第号イ①」に、「構造であること」を「構造とすること」に改め、同号ただし書中「、耐火構造又は準耐火構造であるもの及び両面が防火構造であるも

の」を削り、第七第三号中「が第四各号に定める構造であること」を「を第四各号に定める構造とすること」に改める。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。